

川崎市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和8年3月19日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第7号

川崎市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の通勤手当に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「、又は」を「、若しくは」に改め、同条に次の1号を加える。

（4）その他任命権者が特に必要と認める場合

第7条の2を次のように改める。

（自動車等使用者の支給額）

第7条の2 条例第7条の2第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|----------------------------|---------|
| （1）片道5キロメートル未満 | 2,000円 |
| （2）片道5キロメートル以上10キロメートル未満 | 4,200円 |
| （3）片道10キロメートル以上15キロメートル未満 | 7,300円 |
| （4）片道15キロメートル以上20キロメートル未満 | 10,400円 |
| （5）片道20キロメートル以上25キロメートル未満 | 13,500円 |
| （6）片道25キロメートル以上30キロメートル未満 | 16,600円 |
| （7）片道30キロメートル以上35キロメートル未満 | 19,700円 |
| （8）片道35キロメートル以上40キロメートル未満 | 22,800円 |
| （9）片道40キロメートル以上45キロメートル未満 | 25,900円 |
| （10）片道45キロメートル以上50キロメートル未満 | 29,100円 |
| （11）片道50キロメートル以上55キロメートル未満 | 32,300円 |
| （12）片道55キロメートル以上60キロメートル未満 | 35,500円 |
| （13）片道60キロメートル以上65キロメートル未満 | 38,700円 |
| （14）片道65キロメートル以上70キロメートル未満 | 42,200円 |

- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円
(16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
(17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
(18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
(19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
(20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
(21) 片道100キロメートル以上 66,400円

第7条の2の次に次の1条を加える。

(短時間勤務職員及び育児短時間勤務をしている職員に係る通勤手当の減額)

第7条の3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。

）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、条例第7条の2第2項第2号で定める額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

第8条第1号中「55,000円」を「150,000円」に改め、同条第2号中「2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては」を「交通機関等が2以上ある場合においては」に改める。

第10条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「期間（以下この条）の次に「、第11条の2第2項第2号」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 条例第7条の2第4項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当た

りの運賃等相当額等（第8条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）及び
条例第7条の2第2項第2号に定める額（第8条第2号に掲げる職員に係る
ものを除く。）の合計額（第11条の2第2項において「1箇月当たりの通
勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通
勤手当とし、条例第7条の2第4項の人事委員会規則で定める期間は、その
者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第11条の2第1項第3号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。
以下「法」という。）」を「法」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律
（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法
」に、「月又は」を「月若しくは」に改め、同条第2項第1号中「運賃等相当
額等（第8条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及
び条例第7条の2第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ
。）」を「通勤手当算出基礎額」に、「55,000円」を「150,000
円」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場
合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後
の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関
等についての払戻金相当額の合計額及び人事委員会の定める額の合計額の
いずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合に
あっては、零）

第11条の2第3項中「あるときは、」の次に「人事委員会の定めるところ
により」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 第9条に規定する者に係る第7条の2第1号の適用については、当分の間
、同号中「2,000円」とあるのは「2,200円」とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。